

分科会審議品目（農薬関係）

1. 継続審議に係る品目

- ・メソトリオン（国内登録+暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・ 1

2. 新規登録等による新規設定に係る品目

- ・ジメテナミド（国内登録+インポートトランス(以下IT)+暫定基準の見直し）・・・・ 87
- ・プロスルホカルブ（国内登録）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 169
- ・メタラキシル及びメフェノキサム（国内登録+暫定基準の見直し）・・・・ 225

3. 適用拡大等による追加設定に係る品目

- ・トリフロキシストロビン（適用拡大+IT+暫定基準の見直し）・・・・・・ 355
- ・エスプロカルブ（適用拡大）※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 427
- ・メタアルデヒド（適用拡大+魚介類）※・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 487
- ・テブフェノジド（魚介類+暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・・・ 547
- ・ピリブチカルブ（魚介類）・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 617
- ・オキサジアゾン（魚介類+暫定基準の見直し）・・・・・・・・・・・・・・ 683

（※ 食品安全委員会における食品健康影響評価が2回目以降のもの）

各剤について、

- ・ 諮問書（厚生労働大臣から薬事・食品衛生審議会会長へ）
- ・ 評価書（食品安全委員長から厚生労働大臣へ）

と2文書がございます。